

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題	27年度決 算額[千 円]	28年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成29年度に取組む改革・改善内容	29年度予 算額[千 円]
1	一般	8	1	2	221良好な住宅の整備	建築指導に要する経費	建築住宅課	○		①建築基準法、建設リサイクル法、省エネルギー法、低炭素法等に基づく各種申請の審査、検査、指導、相談及び建築物全般に関する相談 ②検査済証交付率の向上と相隣間トラブルの対応	5,054	1,539	6精査・検証	①法律に基づく業務であるが、窓口業務の対応方法など検討が必要。 ②前年度に比べ平成28年度はパトロール回数は減少したが、立ち入り件数は増えた。建基法及び建り法のパトロール件数をさらに増やし、違反建築防止の促進を図る。	1,702
2	一般	8	1	2	233防災対策の強化	住宅耐震改修促進事業	建築住宅課	○	○	①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造建築物を対象として、耐震診断費及び耐震改修工事費の一部を補助し、また、地元建築関係団体から専門家を派遣してもらい無料耐震相談会を実施することで、耐震化の促進を図る。 ②耐震性の無い木造住宅は依然として多く、耐震化の促進を図るため、耐震相談会への参加者の向上や耐震診断・改修補助申請を増加させること。	1,408	868	6精査・検証	①補助申請件数は前年度と同数であり、補助額・補助内容の拡充や、耐震化の必要性の周知や相談を市が行うことで、市民が安心して相談等を行うことが出来る。 ②モニター街区にアンケートを実施し、市民の耐震に関する意識や意向に関する調査を行う。アンケート調査を分析し、耐震改修補助事業の申請件数、耐震相談会の参加者の増加を図るため、手法や周知方法等の検討を行う。	6,680
3	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	施設建設監理に要する経費	建築住宅課営繕室	○		①他課から依頼を受けて行う営繕業務 ②施設の老朽化が進み、修繕の相談が増えている。	203	223	6精査・検証	①市民サービスの向上を図るためには適正な維持修繕が必要。 ②施設改修の依頼事業が多く、また、その他にも修繕内容についての相談も多いことから、関係部局との事前の協議・調整を行うとともに、現場施工の不良がないよう適切な監理を行っていく。	307
4	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	公共施設等総合管理計画策定事業	建築住宅課営繕室	○	○	①市が所有する公共施設等の現状について把握し、計画的な更新等を行い継続的な施設利用が可能となるよう基本方針を定めた計画を策定する。 ②公共施設等総合管理計画の策定後は、各施設の長寿命化計画等の個別計画を策定する必要がある。	0	3,892	1終了	①公共施設等総合管理計画を策定したため。 ②今後は計画の進行管理として、全庁的な取組体制の構築を行い、各施設の個別計画を策定する。	0
5	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅の管理運営に要する経費	建築住宅課	○		①市営住宅の施設等の適切な維持管理及び適切な入居者管理を行う。 ②家賃滞納者についてはきめ細やかな対応が必要。また、既存入居者の高齢化等が進み、新たな入居者も福祉的な施策を必要とする世帯が非常に多いことから、今までの住宅管理手法では支障が出始めている。	13,222	12,269	5改善	①国は公営住宅を住宅セーフティネットとして位置付けしており、徴収方法の見直しや福祉部局との連携も含め改善の検討を継続する必要がある。 ②引き続き家賃納入について管理システムを利用した口座振替への誘導を頻繁に行うとともに、滞納者については職員が直接きめ細やかな対応をする等徴収率の向上を目指す。	12,823
6	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	住宅政策に要する経費	建築住宅課	○		①特定空家等を除却するために必要な資金を貸し付ける。 ②経済的理由で管理不全な状態の空家が放置され、空家が社会問題化している。	0	69	6精査・検証	①空家が社会問題化している中、経済的理由で管理不全な状態の空家が放置されることを防ぐ必要がある。 ②引き続き、管理不全な空家状態を是正するために必要な資金を100万円を限度に空家所有者に貸し付ける。	1,036